●転入される場合

●転出される場合

利用開始の手続きが必要です。

※水道の無断使用は違法です!

利用中止の手続きが必要です。

●清掃・リフォーム等の短期利用

利用開始の手続きが必要です。

水道利用開始日の1週間前までをめどに、手続きをお願いします。

❷ 上水道•下水道

使用者、所有者の変更も、武豊町水道お客様窓口までお越しください。

無断使用が発覚した場合は、過去にさかのぼって料金を請求させていただきます。

水道利用開始日の1週間前までをめどに、手続きをお願いします。

水道中止日の1週間前までをめどに、手続きをお願いします。

転入、転出等の際は、忘れずに武豊町水道お客様窓口にて利用開始・中止の手続きをお願いします。

※手続きがされないまま転出されますと、水道料金等の請求が続いてしまいますのでご注意ください。

※水道料金、下水道使用料、集落排水使用料が武豊町より請求されていないアパート等の場合は、利用開始・ 中止の手続きが不要の場合もあります。ご不明な点がありましたら、水道お客様窓口へお問合せください。

転入・転出等による各種手続き

[手続き方法] 水道お客様窓口へ来庁、電話、FAX

また、給水を停止させていただく場合もあります。

[手続き方法] 水道お客様窓口へ来庁、電話、FAX

[手続き方法] 水道お客様窓口へ来庁、電話、FAX

※中止日が決定している場合は、併せて中止手続きをすることもできます。

なんでも当店におぼせください! コンロや給湯器の設置 浴室・キッチンのリフォームなど Rinnai

水道料金・下水道・集落排水使用料の支払い方法 📵 水道お客様窓口 ☎72-1111



水道料金、下水道使用料、集落排水使用料は口座振替か納付書でお支払いください。

※クレジットカードによる支払いは取り扱っていません。

●□座振替

問 水道お客様窓□ ☎72-1111

- ・偶数月末日に登録口座から振替します。(12月の末日は25日になります) (末日が、十曜日・日曜日・祝日の場合、翌金融機関営業日になります) ※残高不足などで振替ができなかった場合、翌月末日に再度振替します。
- ・口座振替の申込みは、通帳と通帳届出印を持参の上、取扱金融機関の窓口か水道お客様窓口にお越しください。

□座振替取扱金融機関

三菱東京UFJ銀行、あいち知多農協、知多信用金庫、半田信用金庫、名古屋銀行、西尾信用金庫、 東海労働金庫、愛知銀行、中京銀行、十六銀行、大垣共立銀行、ゆうちょ銀行(順不同)

※水道料金・下水道・集落排水使用料の支払いは、便利な口座振替をぜひご利用ください。

●納付書

- ・偶数月上旬に納付書を郵送します。
- ・水道お客様窓口、または納付書裏面に記載のコンビニエンスストアか金融機関窓口でお支払いください。 ※コンビニエンスストアで支払いができない納付書

バーコード印字がないもの、バーコードが読み取れないもの、納付書1枚当たりの金額が30万円を超える もの、金額を訂正したもの、納付期限より1年を過ぎたもの

手続き・問合せ先

問 水道お客様窓□ ☎72-1111

平成27年4月1日から、水道料金、下水道使用料、集落排水使用料に関する各種手続き、問合せは役場上下水 道課内「武豊町水道お客様窓口」で受付けています。

●手続き、問合せ内容

- ・水道料金、下水道使用料、集落排水使用料の 支払い等について
- ・水道の使用開始、中止について
- ・使用者、所有者の変更について
- ・住所等の変更について
- 検針について

●営業時間・問合せ先

- ·平日8時30分~17時15分 (水曜日のみ、19時15分まで延長)
 - ※土曜日の開閉栓作業は、事前予約が必要です。平日の 営業時間内に予約をお願いします。
- ・水道お客様窓口

TEL:72-1111 FAX:72-3666

ちょっとした補修から大規模な工事まで お気軽にご相談ください!

武豊町上下水道指定工事店〈総合建設業〉土木・建築・水道・造園・管・塗装・舗装

T470-2531 武豊町大字冨貴字シッペイ69

TEL(0569)

·給排水設備工事 ·緑化整備工事

http://www.eikoukensetsu.co.jp



上下水道工事/LP ガス/住宅設備



武豊町大字冨貴字南側21番地

TEL.0569-73-0303 FAX.0569-73-7015





水道料金・下水道・集落排水使用料の計算方法 ⑩ 水道お客様窓□ ☎72-1111



水道料金は、口径別の基本料金と、水量に応じた水量料金を合計して算出します。

また、公共下水道、集落排水に接続されている場合、水道の使用量に基づいて算出した下水道使用料、集落 排水使用料を水道料金と合わせて請求します。

●水道基本料金(1か月分)※税抜

□径 (mm)	料金 (円)	□径(mm)	料金 (円)
13	500	50	5,000
20	600	75	7,000
25	700	100	14,000
30	1,800	150	40,000
40	2,700		

●水道水量料金 (1か月分) ※税抜

使用水量 (㎡)	1㎡あたり料金 (円)	使用水量 (㎡)	1㎡あたり料金 (円)
1~10	50	51~100	165
11~20	130	101以上	185
21~30	140	臨時使用	280
31~50	155		

●公共下水道、集落排水使用料(1か月分)※税抜

排水量 (㎡)	1㎡あたり使用料 (円)
0~10	一律800
11~20	90
21~40	105
41~100	130
101~500	165
501以上	210

●料金計算例 (①11月検針 ②メーター□径13mm ③使用水量45m³ ④下水道接続済の場合)

		10月分	11月分	計 (税込)
	計算水量	22㎡ (端数は11月分へ)	23m²	
	基本料金	500円	500円	
	1~10m³	10㎡×50 = 500円	10㎡×50 = 500円	
水道	11~20m²	10㎡×130 = 1,300円	10㎡×130 = 1,300円	
水道料金	21~30m³	2㎡×140 = 280円	3㎡×140 = 420円	
	水量料金	2,080円	2,220円	
	合計 (基本·水量料金)	2,580円 (税抜)	2,720円 (税抜)	5,723円※
	下水道使用料	1,910円 (税抜)	2,015円 (税抜)	4,238円※
12月請求額 9,961円 (税込)				

※各月の合計に消費税率を乗じて、小数点以下を切り捨て

水道メーターの検針

問 水道お客様窓□ ☎72-1111

奇数月の10日~20日の間に、水道メーターを検針しています。検針の際は、水道メーターBOX付近の整理 等にご協力をお願いします。計算した料金は、検針月の翌月(偶数月)に、水道料金と下水道使用料、集落排水 使用料を合わせて請求します。

●漏水の確認

いつも以上に使用水量が増えた場合は、家族が増えた等、水の使い方に変化がなかったか確認してくださ い。特に思い当たることがないときは、どこかで漏水していることが考えられます。

また、検針時に漏水の疑いがあるときは、お客様にお声がけするか、赤色の紙をポストへ投函してお知らせ しますので、水道メーターパイロット部分をご確認ください。

水道メーター確認後、漏水の可能性がある場合は、早急に、武豊町指定給水装置工事事業者に調査・修理 を依頼してください。(費用はお客様の負担となります)

【漏水確認方法】

お客様自身で簡単にできますので、漏水の早期発見のために定期的な点検をお願いします。

- 1.宅内外の蛇口をすべて閉める。
- 2.水道メーターのパイロットを確認する。

(下写真矢印部分参照)

3.パイロットが回っていたら、漏水の可能性があります。











武豊町指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください。武豊町指定給水装置工事事業者は、上下水道課または、ホームページでご確認ください。なお、修理費用は、お客様負担となります。

●道路等で漏水を発見したとき

道路の亀裂から水が流れている、晴れているのに道路が濡れている、側溝にいつもきれいな水が流れている等、おかしいと思ったら上下水道課へご連絡ください。

●水道水に濁り、においがあるとき

水道水の濁り、においが気になる場合は、上下水道課へご連絡ください。なお、水道水は病原菌に汚染されるのを防ぐために塩素を用いて消毒しており、多少、塩素臭を感じる場合があります。気になるようでしたら、やかん等の蓋を取って煮沸をし、塩素を取り除いてから使用してください。

上水道·下水道接続工事

過 上下水道課 ☎72-1111

●上水道接続工事

水道の屋内配管工事は、武豊町が指定した「武豊町指定給水装置工事事業者」(以下、「指定工事事業者」 という。)で工事を施工しなければならいと、政令で定められています。また、家の中で水漏れした場合や、簡単な改装工事で屋内配管を変更する場合についても、指定工事事業者で工事を施工しなければなりません。

もし、指定工事事業者が施工しておらず、給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合しない場合は、供給規定の定めるところにより、その方の給水契約の申込みを拒んだり、給水装置をその基準に適合させるまでの間、その方に対する給水を停止することもありますので、必ず指定工事事業者での施工をお願いします。

指定工事事業者は上下水道課、またはホームページでご確認ください。

●武豊町指定給水装置工事事業者(平成29年4月現在・町内の事業者のみ)

事業者名	所在地	電話番号
中野水道	字瀬木25-1	72-0535
旬前田工業所	字上ケ69-1	72-0417
三浦管工街	字北新田1	72-4910
㈱トヨダヤ	大字冨貴字南側21	73-0303
知多設備㈱武豊支店	大字冨貴字小桜138-1	73-2932
岩部建設㈱	字西門74	72-1151
侑三井商店	字天神前二丁目107	72-1886
㈱森義工務店	大字冨貴字外面46-2	73-0600
太田水道工業	字楠二丁目29	72-5635
栄光建設(株)	大字冨貴字シッペイ69	72-4829
森田管エテクノス	大字冨貴字郷北15-1	72-1026
(有)ナガタ設備	字四畝50-2	73-7655
石川建設㈱	字前田31	72-0577
石黒建工㈱	字平井二丁目55	72-6105
㈱武知工業 武豊支店	字池田一丁目109-1	72-6229
森田住設	大字冨貴字南側34	72-2870

事業者名	所在地	電話番号
有開港屋	字ヒジリ田50-1	72-0330
富川建設㈱	字下田46	73-1006
ヤマシゲ水道設備	字二ケ崎二丁目28	73-6093
㈱岩川組	字上山二丁目47	72-1663
磯部水道	字梨子ノ木三丁目7-3	73-8783
青山設備	字梨子ノ木三丁目124	72-5633
浅野建設㈱	字ヱケ屋敷12	72-1911
大岩水道	字向陽五丁目38	74-1077
㈱エイゼン	字向陽三丁目1	72-3764
何信澤土木	大字冨貴字新薄里134	72-4799
旬大基業	字青木ヶ丘二丁目22	72-1693
犬塚設備	字緑台四丁目51-4	89-6288
榊原設備	字北長宗107	73-8801
有豊緑	大字東大高字光明寺5-1	72-1790
村上建工	大字冨貴字新田81-1	47-9967

●下水道接続工事

下水道の排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設して、汚水ますや雨水ますを設置するとともに、くみ取り便所を改造する工事や、浄化槽の廃止工事を行う衛生上非常に重要な工事です。このため、武豊町では「武豊町下水道指定工事店」を指定し、この指定工事店でなければ工事は施工できないこととしています。

工事を依頼する際、必ず指定工事店であることをご確認ください。指定工事店は上下水道課、またはホームページでご確認ください。

また、下水道は使っていただくことではじめて、生活環境を改善し、川や海の水質を保全するという目的を 達成することができます。下水道供用区域にお住まいで下水道に接続していない方は、できるだけ早く排水設 備工事を行い、下水道へ接続していただきますようお願いします。

※下水道に流してはいけないもの

油類(排水管に付着して固まるため)

熱いお湯 (排水管が痛んでしまうため)

ティッシュペーパーや紙おむつ (詰りの原因になるため)等

●武豊町下水道指定工事店一覧表(平成29年4月現在・町内の工事店のみ)

工事店名	所在地	電話番号
有前田工業所	字上ケ69-1	72-0417
富川建設㈱	字下田46	73-1006
㈱エイゼン	字向陽三丁目1	72-3764
中野水道	字瀬木25-1	72-0535
太田水道工業	字楠二丁目29	72-5635
㈱トヨダヤ	大字冨貴字南側21	73-0303
栄光建設㈱	大字冨貴字シッペイ69	72-4829
中川商会	字中根五丁目69	72-3532
三浦管工街	字北新田1	72-4910
何三井商店	字天神前二丁目107	72-1886
中野工務店	字長峰72-4	72-2395
石黒建工㈱	字平井二丁目55	72-6105
知多設備㈱武豊支店	大字冨貴字小桜138-1	73-2932
㈱武知工業 武豊支店	字池田一丁目109-1	72-6229
(有)ナガタ設備	字四畝50-2	73-7655
東海設備	字池田一丁目12	72-3763

所在地	電話番号
大字冨貴字外面46-2	73-0600
大字冨貴字南側34	72-2870
字ヒジリ田50-1	72-0330
大字冨貴字郷北15-1	72-1026
字二ケ崎二丁目28	73-6093
字上山二丁目47	72-1663
字梨子ノ木三丁目7-3	73-8783
字梨子ノ木三丁目124	72-5633
字南起60	73-2804
字向陽五丁目38	74-1077
字ヱケ屋敷12	72-1911
大字冨貴字新薄里134	72-4799
字緑台四丁目51-4	89-6288
字北長宗107	73-8801
大字冨貴字新田81-1	47-9967
	大字富貴字外面46-2 大字富貴字南側34 字ヒジリ田50-1 大字富貴字郷北15-1 字二ケ崎二丁目28 字上山二丁目47 字梨子/木三丁目7-3 字梨子/木三丁目124 字南起60 字向陽五丁目38 字ヱケ屋敷12 大字富貴字新薄里134 字緑台四丁目51-4 字北長宗107



武豊町指定給水装置工事事業者 下水道指定工事店



